

奈良県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

なお、平成二十九年十月奈良県告示第二百二十二号（保安林の指定を解除する予定である旨の通知）及び平成二十九年十一月六日付け奈良県公報第二千九百三十一号登載の平成二十九年十月二十日付け奈良県公報第二千九百二十七号正誤表は、廃止する。

平成二十九年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市大保町二四六の三・二四七の二・二五五の二・二五五の三・五三五の二・五三六の二・五三七の二・五三八の一・五三八の二・五三九の二・五四〇・五四二の二・五四四の二・五六九の三・五六九の四・五七〇の二・五八九の二・五八九の三・五九二の二・六三六の四（以上二十筆国有林）、六一八、六三六の二
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由 道路用地とするため